



鳥取県公報

平成13年 3月16日(金)

第 7 2 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	液化石油ガス販売事業者の認定（消防課）.....	1
	県営土地改良事業計画の変更（耕地課）.....	1
	基本測量の終了（管理課）.....	2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）.....	2
教委告示	定例教育委員会の招集（総務課）.....	2

告 示

鳥取県告示第160号

次の液化石油ガス販売事業者について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の認定をしたので、同法第88条第2項の規定により告示する。

平成13年 3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	代 表 者 の 氏 名
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	代表理事組合長 森 博光

鳥取県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小竹地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成13年 3月19日から22日間
- 縦覧に供する場所
名和町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第162号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業地域 八頭郡郡家町
- 3 終了年月日 平成12年12月1日

鳥取県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、国府町から都市計画の変更に係る図書の写真の送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画下水道 国府町公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第3号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成13年3月16日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成13年3月20日（火）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - （1）鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
 - （2）その他